

所得税寄附金控除における所得控除と税額控除の還付額目安表

例えば、課税所得金額300万円の給与所得者が5万円を寄附した場合、確定申告によって所得控除では4,800円、**税額控除では19,200円**が還付されます。黄色いハイライト部分が有利な税制を示しています。

なお、その他の課税条件や個別の状況により実際の還付額は異なる場合があります。

(単位:円)

課税所得額 (年間)	税制	寄附金額(年間)							
		1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
300万円	所得控除	800	2,800	4,800	9,800	19,800	29,800	49,800	99,800
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625
400万円	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	169,800
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	93,125	93,125	93,125
500万円	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	143,125	143,125
600万円	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	193,125	193,125
700万円	所得控除	1,840	6,440	11,040	21,100	41,100	61,100	101,100	201,100
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	243,500
800万円	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	301,000
900万円	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	358,500
1000万円	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200
1500万円	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200

※この表はその年の所得が給与所得のみであった場合の課税所得金額を前提としています。

※表内の還付金額は、給与所得者が年末調整後に確定申告した場合で、本学園にのみご寄附した場合を前提としています。

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の所得控除額の合計を差引いた金額です。

※控除の対象となる寄附金額は、給与所得金額(総所得金額)の40%が上限です。また、税額控除の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限となります。

※所得税額が減ると、それに連動して復興特別所得税も減額され、最終的に税金の負担がさらに軽くなります。

※E-TAXでは、最も有利な制度が自動的に選択されます。

※所得税の税率は、令和7年4月1日現在の法令等によります。